

2023年度 第3回

町田市障がい者施策推進協議会

2023年11月29日（水）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時31分 開会

○山口係長 それでは、時間となりましたので、2023年度第3回町田市障がい者施策推進協議会を開催いたします。本日はお忙しい中御出席をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日司会務めます障がい福祉課総務係の山口です。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、まずは出席者の御紹介をいたします。本日の出席者は15名を予定しております。欠席の委員の方になりますが、中川委員、藤井委員、荻野委員、叶内委員、佐々木委員の5名は、本日欠席の事前連絡をいただいております。浅野委員におかれましては、本日遅れての参加ということでの事前連絡をいただいておりますので、後ほど、またいらっしゃいましたら紹介をさせていただきたいと思っております。

また、本日の協議会には傍聴席を設けておりまして、3名の方が傍聴しております。

会議の議事録作成のため、後ろ側には委託業者の会議録研究所の方が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は発言の前に名前をおっしゃってから発言いただきますよう、重ねてお願いをいたします。

また、情報保障としまして、手話通訳の方にも同席をしていただいております。発言ごとに間を空けて通訳の時間を確保していただきますよう、併せてお願いをいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

本日は資料がたくさんありますので、一つ一つ御説明いたしますが、まずは本日の会議次第が1枚と、あと、資料1、町田市障がい者施策推進協議会委員名簿ということで、本日時点の名簿になります。また、名簿の修正内容につきましては後ほど紹介いたします。

次に資料2、（仮称）町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 の検討状況について。  
資料3、町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）の策定に係る「市民の意見を聴く会」の実施について。

次に資料4、2022年度、昨年度の町田市における障がい者虐待の状況について。

資料5、2022年度町田市における障がい者差別の状況について。

続いて資料6になりますが、資料6は枝番号の1、2、3がありまして、まず資料6-1、（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例（素案）パブリックコメント実施結果（案）です。続いて資料6-2、（仮称）障がい者差別解消条例の制定に係る検討について 答申書（案）。資料6-3、町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例逐条解説（案）。こちら、条例に関する資料は6の1、2、3になります。

続いて資料7、こちらもち番号で1、2、3と3つありまして、1つ目、7-1になります  
が、町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）の計画素案について。資料7-2、後期計画  
（案）についての協議会及び各部会からのご意見。資料7-3、こちらは参考資料、東京都の  
精神科病院からの地域生活への移行に係る実績。

以上、全部で12点を事前送付させていただいております。

また、当日配付資料といたしまして、カラー刷りのチラシを2枚、机上配付しております。

1つ目が、内閣府からの障害者差別に関する相談窓口の試行事業「つなぐ窓口」案内チラシ  
です。

続いて、東京都福祉保健局からのチラシになりますが、福祉保健局主催の「障害者と共に築  
くより良い社会 障害の社会モデル実践講座」の案内チラシということで、町田市のほうに、  
関係機関に情報提供をお願いしますという依頼ありましたので、この協議会を通して周知をさ  
せていただいております。

また最後、こちらの内容についても御説明をいたします。以上2点を本日の当日配付資料と  
して机上配付しております。

たくさん資料がありますが、不足している資料等はありませんでしょうか。大丈夫でしょ  
うか。

それでは、これから始めていくんですが、本日、議事の中で障がい者プラン 21-26 を参照  
いただくことも多くあると思うんですが、今日お持ちでない方いらっしゃいましたら教  
えてください。事務局のほうからお手元のほうにお持ちいたします。

それでは、資料の確認は一旦以上とさせていただきます、続いて、協議会委員に一部変  
更がございましたので報告をさせていただきたいと思うんですが、まだ変更になられた浅野委  
員がいらっしゃっていないので、またいらっしゃった段階で御紹介をさせていただきたいと思  
いますので、資料1につきましてはまた後ほど御説明をしたいと思います。

それでは、以後の進行を石渡会長にお渡しいたします。石渡会長、どうぞよろしくお願いを  
いたします。

○石渡会長 石渡です。

では、ここからは私が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、報告事項、議事ともにたくさんございますので、なるべく時間どおりに進めていき  
たいと思いますので、御協力、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に次第の2番目、報告事項の1ということで、仮称ですが、町田市子ど

も発達支援計画行動計画の 2024～2026 検討状況についてということで、所管課の子ども発達支援課の担当の方からの御説明をお願いいたします。

○江成課長（子ども発達支援課） 皆さん、こんばんは。子ども生活部子ども発達支援課の江成と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、私ども子ども発達支援課が策定を進めております子ども発達支援計画の行動計画の説明のために、貴重なお時間いただきましてありがとうございます。

それでは早速ですが、お手元の資料 2 になります。（仮称）子ども発達支援計画行動計画 2024～2026（第三期障害児福祉計画）になりますが、こちらの検討状況についてという資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1 です。子ども発達支援計画行動計画についてですが、本計画の策定目的や経緯について御説明をいたします。

町田市では、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加ですとかインクルージョンを推進するために、2018年の3月に町田市子ども発達支援計画、第一期の障害児福祉計画になりますが、2018年度～2020年度というものを作成いたしました。そして、この計画を児童福祉法で策定が求められておりました障害児福祉計画に位置づけたという形になっております。

そして、3年後の第二期になりますが、こちらでは障がい児施策と子ども・子育て施策というものを一元的に進めるために、新・町田市子どもマスタープランの後期に町田市子ども発達支援計画の基本的な理念を取り込みまして、2021年3月には具体的な行動計画を示した町田市子ども発達支援計画行動計画2021～23を第二期障害児福祉計画として策定して、現在に至っています。

次に、2 です。本計画の検討体制についてですが、このたび、現行の第二期の計画が今年度で3か年の計画期間を終えることから、今年度の当初から次期計画の策定作業を進めております。検討に当たりましては、子ども生活部の附属機関である子ども・子育て会議に検討部会を設置いたしまして、意見交換を行っております。この部会ですが、主に子ども・子育て会議の一部委員で構成されております。

検討に当たりましては、今年7月に郵送による市民アンケートを行いました。対象は保護者のほか、保育園、幼稚園、学校などの関係機関、また、児童発達支援ですとか放課後等デイサービスなどの事業者でございます。また、関係機関に直接ヒアリングも行いまして、それらの結果から見いだされる課題といったものを踏まえながら検討を進めております。

なお、アンケートにつきましては、発達に特別な支援が必要な子ども本人の意見というものを市政に生かすという観点から、今回初めて保護者の同意を得た中学生以上の子ども本人にアンケートを行ったり、また、都立町田の丘学園さんに御協力をいただきまして、生徒さんに直接お会いをしてヒアリングというのも行ってきました。

このような検討を踏まえまして、現在、計画素案がまとまりつつありますので、その概要については、資料の裏面になりますが、3の「町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026の素案について」で御説明をいたします。

次期行動計画における基本理念につきましては、現行計画と同様に町田市の子ども施策の基本計画の新・町田市子どもマスタープランの基本理念であります「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」というものと同一としております。

また、今回の計画では、来月12月に制定をする予定になっています町田市子どもにやさしいまち条例、これを意識しながら策定を進めてまいります。

この基本理念の下に基本目標を定めております。その上で、それぞれの目標ごとに現状と課題を分析して、取組の方針を定めて、具体的な取組を設定するといった形で進めています。

具体的には、まず基本目標のⅠですが、「子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている」ですが、これの現状と課題ですけれども、18歳未満の人口というのは減少傾向にあります。その中で、発達に支援が必要な子供や医療的ケアが必要な子供の数というのは増加傾向にあります。そういったことやアンケートの結果から、支援・サービスに関する情報発信や周知方法に課題があるということが分かってきました。

そこで、今後取り組んでいく方針としましては、子ども一人一人の発達段階・生活状況に応じた支援・サービスの提供体制を充実強化することといたしました。

取組事業の主なものとして、障がい児スポーツ教室ですとか地域参加支援事業、そういったものをはじめ様々な取組を展開していきたいと思っております。

次に、基本目標Ⅱです。

「子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている」といったところですが、こちらの現状と課題ですが、発達に支援が必要な子どもとその家族は様々な機関から相談につながっているということが、このたび実施したアンケートで分かってきました。

そこで、今後取り組んでいく方針としまして、情報共有や関係機関の連携、発達支援、継続した相談対応が切れ目なく実施され、安心して相談することができる体制を充実・強化することとしました。

取組事業の主なものとしましては、地域子育て相談センター事業ですとか、障がい児相談支援事業者の懇談会などがございます。

最後に、基本目標Ⅲです。

「子どもが地域の中で大切にされている」ですが、現状と課題では、アンケートの結果から、新型コロナウイルス流行による子どもの外出機会の減少が顕著であるということが分かりました。またあわせて、子どもの積極的な社会参加には、地域の中でも分け隔てなく接してくれる大人というのが特に不可欠だという意見がとて多いということが分かりました。

そこで、今後取り組んでいく方針ですが、障がいの有無にかかわらず、地域で共に過ごし、学び、成長できる地域社会の実現のために、障がい等に関する理解促進を図るということとしております。

主な取組事業ですが、地域公開講座ですとか高校生療育体験ボランティアといったものをはじめ、こちらの資料にはありませんが、通常学級と特別支援学級・特別支援学校との交流事業であったり、ハード面では公園へのインクルーシブ遊具の設置などがございます。

最後に、4の今後のスケジュールについてになりますが、現在、計画の素案をまとめておりますが、この素案を12月の15日から公表しまして、市民の皆さんから意見を募集したいというふうに考えております。その後、検討部会または子ども・子育て会議での検討を経まして、3月に公表をしたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○石渡会長 石渡です。御説明ありがとうございました。

それでは、今の御説明について、まず御質問等おありの委員の方いらっしゃいましたら、お願いをいたします。小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 委員の小泉と申します。

御説明の中で、今回、市民の意見聴取の中で子どもの声も聞いたということで、特にアンケートですとか、直接その中学生以上の方の生徒のヒアリングもなされたということで、非常に大事な取組をなされたなというふうに思いました。子どもの声を直接聞くということは、恐らくその子どもの、子どもの権利条約や障がいのある子どもの権利としての意見表明の権利を意識されてのヒアリングだったと思うんですけども、計画の中には子どもの意見を取り入れるような仕組みづくりですとか具体化するような、計画の中にそういう仕組みを盛り込むというような予定はあるのかどうかということ伺いたいと思います。

○江成課長（子ども発達支援課） ありがとうございます。江成です。

確かに御意見いただいたとおり、せっかく出していただいた意見ですとか、例えば今後も意見が言えるような、そういった環境をつくっていくということが大切だというふうに思っております。具体的な取組は、そのために新しい事業を立ち上げるとかということでも必ずしもないんですが、これまでやってきたものも含めて、そういった視点を持ってそれぞれ事業に取り組んでいきたいというふうには思っております。何分、特に障がいをお持ちのお子さんにアンケートとか意見を聞いたのは初めてですので、それをどういうふうに消化していったらいいのかなど、今ちょっと悩んでいるところではありますので。ただ、そういった子どもの権利の中の参加する権利等にも該当してきますので、そういったところを意識しながら各事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○石渡会長 小泉委員、何か補足ございますか。

○小泉委員 ありがとうございます。

そうですね、そのアンケートの取り方とかヒアリングの仕方というものもいろいろな、今、手法の開発が、そういう学術の分野でも海外を中心に進んできているところなので、ぜひそういうその障がいがある子どもの意見、どういうふうに意見表明をしてもらって、それをどう聞き取って、どうそれを施策に反映するかということについては、まだ発展途上のところもあるので、ぜひ先進的な取組として、私のほうでも何か御協力できることがあれば御一緒にできればというふうに思っておりますけれども、新しい試みで大変だと思いますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○石渡会長 今の小泉委員の意見に加えて、少し私も。

やっぱりそうやって障がいのあるお子さんにアンケートしたということであれば、割とアンケート結果ってごそっとまとめちゃうみたいなことがあるんですけども、そのところは明確に、こういう特徴があったとかというのが分かるようなまとめ方をして、施策に反映していただきたいなと思ひました。すみません、もうやっていらっしゃるかもしれないんですが。

○江成課長（子ども発達支援課） ありがとうございます。

そうですね、あまりごちゃとせずに、特にどういった意見があったかなんていうのもこの計画書の中に、例えば、今コラムなんかも考えていますが、こういった意見がありましたよとか、あとはもう政策のほうにどんなふうにかかしていけるのかというのを考えていきたいと思ひています。例えば、ヒアリングさせていただいた中で、車椅子を使っている、斜めになっているところが町田は多いと、お店に入ろうとしても、階段はあってもスロープがなくて入れな

いとか、直接いただきました。

あとは、障がいとは直接関係ないかもしれませんが、たばことかのポイ捨てがない町がいいですとか耳の痛いことを言われまして、本当にとってもいい機会をいただいたなと我々も思っておりますので、それをぜひ生かしながら進めていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

ほかに、この関連で何か御意見ありますか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 一番最初のところにインクルージョンということが書いてあるかと思えますけれども、それを拝見していて、その中で、インクルージョンとかインクルーシブというところを、どういうところにターゲットを当てていらっしゃっているのかなというのが、ちょっとこの表の中で分からなかったんですけれども、そのあたり、どういうふうに計画でインクルーシブということを発信されているのかというのを教えていただければと思います。

○江成課長（子ども発達支援課） ありがとうございます。

先ほど少し説明でもお伝えをしましたが、またこれもアンケートですが、どの子どもにも分け隔てなく接してくれる大人がいてほしいといった御意見がございました。これは本当に、子どもが分け隔てなく社会参加していく、地域に出ていくにはとても大切なことだなというふうに改めて感じたところです。

そういったところも踏まえまして、例えばここに掲げてあります地域公開講座とかで、障がいについて一般の方々でなかなか触れる機会がない方に考えていただく機会を設けたり、あとは、1つ紹介をしました高校生療育体験ボランティア、こちらも、本当に高校生が企画から参加してくれて、発達に支援が必要な子どもの療育に少し触れてみたいといった意見がありまして、夏休みを利用して来てもらいました。

募集して、どのぐらい集まるのかなと思ったんですけれども、枠を六十何人分取ったら、すぐ埋まっちゃったんですね。来られた高校生も、初めはこの発達に支援が必要なお子さんたちにどういうふうに接していいか分からないという話と緊張感があったんですが、来てみたら子どものほうから寄ってきてくれたとか、別にいわゆる健常の子どもと何ら変わりなかったというような感想を最後に出してくれまして、そういったところで、これから大人になっていく高校生とかにもそういった理解・経験をしてもらおうといったことがとても大切かなと思ひまして、そういったことをいわゆるインクルーシブ・インクルージョンの取組として、今後もつな

げていきたいというふうに思っております。

もう一つお伝えしたいのが、今、FC町田ゼルビアさん、J1にここでめでたく昇格しましたけれども、そのゼルビアさんがホームゲームをやるときにセンサリールームという、聴覚過敏の子たちがスタジアムではなかなか見られない、そういった子どもたちも地域に出て、そういったところでほかの人たちと一緒にサッカー観戦できるような、そういった取組を一緒にやってくれていています。そういったものも今後広げていって、障がいを持っていてなかなか外に出られなかった子どもとか、その家族もそうですが、そういった人たちも、障がいを持っても外に気軽に外出できるような、そんな地域をつかっていければと思ひまして、そういったものを一つ一つ続けていきたいなというふうに思っております。

ちょっと散漫になりましたが、以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○石渡会長 町田ゼルビアというところが注目されていますし、いろんなことをやっていただくと、また子どもの計画にもいろいろ反映されるかなとお話を聞いていて思いました。ありがとうございます。

ほかに、この件で何かありますか。

どうぞ。

○陶山委員 委員の陶山でございます。江成さん、ありがとうございました。

今、佐藤委員が触れたことと僕も重なるんですけれども、この委員会とは関係性を持ちながら、町田市も障がい者差別解消条例、法に基づく条例づくりをしていて、その中で委員から意見としてあったのが、子どもの頃からインクルーシブ・インクルージョンなどの活動の中で、時間がかかることではあるだろうけれども、社会的な理解を深めていくことが大人になって差別をしないようにしましょうねにつながるんじゃないかという意見がありました。なので、江成さんおっしゃってくださった交流事業とか、とても期待をしたいところです。

例えば市民協働推進課がやっている地区別懇談会とかに、それこそ萩原先生とか、町丘の先生とかに御協力いただいて、町丘の生徒さんが——親御さんに多少負担をかけてしまったんですけれども——送迎していただいて、地域づくりにも積極的に意見をいただいて、それが具体的に事業につながっていくということとかがあったりしました。なので、それをぜひ何かそれぞれの事業乗り合って、当たり前でそういうところに参加できる仕組みづくりになったらいいなというふうに思っているところでございます。

僕も子どもの頃、ひなた村で障がいお持ちのお子さんたちといろいろ一緒に交わるイベント

があって、別れ際はみんなで抱き合っただり泣いたりしたような思い出が原体験にございまして、それは本当に自分でも大切な思い出として残っているので、そのようなことが町田の子どもたちにいろいろ広がってくればなと思いますので、期待したいと思います。よろしく願いいたします。

○石渡会長 石渡です。

陶山委員、大事な御意見、ありがとうございます。

ほかに。

どうぞ、土田委員。

○土田委員 土田です。ありがとうございます。

とてもいい取組をたくさん考えられていて、すばらしいなというふうに思いました。

一方で、今、不登校のお子さんがすごく増えてきていて、なかなか地域に出ていくのが難しいという方たちもたくさんいらして、そういった方々も、おうちにいながらでも地域と関わられるような、そういう取組もしていただけたらいいんじゃないかなというふうに思います。今は地域に出ていけないけれども、その準備段階というお子さんもたくさんいらっしゃいますので、そういう方にもちょっと光を当てていただいて、何か取組を考えていただけたらいいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○石渡会長 土田委員、ありがとうございます。

いろんなお子さんがいらっしゃるの、お願いいたします。

それでは、この報告事項についてはよろしいでしょうか。もしまだ何か御意見おありの方は、また後で事務局のほうに提出していただければと思います。

大事な御説明、ありがとうございます。

そうしましたら、ここで、今日から新しく委員に入られた浅野委員が来てくださっています。

浅野委員、皆さんに一言、御挨拶と自己紹介、お願いしてよろしいでしょうか。

○浅野委員 仕事の都合で遅くなりました。申し訳ございません。

前任の吉本から、ちょっと都合悪くて、私のほうに替わりました。聴覚障害者協会、浅野と申します。皆さん、いろいろお世話になります。よろしく願いいたします。

○石渡会長 浅野委員、ありがとうございます。

それでは、次の報告事項に移りたいと思います。

次に、報告事項の2番目で、町田市障がい者プラン 21-26 の策定に係る「市民の意見を聴く会」の実施についてということで準備をしていただいています。御説明、お願いいたします。

○中山主事 事務局の中山です。

私からは、資料3の「町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）の策定に係る「市民の意見を聴く会」の実施について」の説明をさせていただきます。

まず、項目1番目としまして、「市民の意見を聴く会」は、町田市障がい者プラン 21-26（後期計画）の答申案を作成する上で、市民の方々に対して作成中の素案に対する御意見を伺うことで、計画に市民の皆様の御意見を反映させることを目的として開催いたします。

次に、項目2番目、日時は1月13日土曜日、10時から12時の2時間で、場所は町田市庁舎の3階会議室3-2、3-3、災害対策本部室と呼ばれる会議室を使用します。

項目3番目は出席者案を記載しております。こちらはあくまで予定になりますが、障がい者施策推進協議会の石渡会長と谷内職務代理、障がい者計画部会の小野部会長と三井職務代理、相談支援部会の堤部会長、障がい者計画部会委員、事務局である障がい福祉課職員、情報保障という観点から手話通訳者と要約筆記者、株式会社サーベイリサーチセンターの御担当の方、以上が現時点での出席予定者となっております。その他、会議室の定員の限り、できるだけ多くの市民の方に御参加いただけるよう、50名の定員で市民参加者の募集を行う予定です。

今回の「市民の意見を聴く会」で出た意見の内容と、それに対する事務局の回答につきましては、本日の協議会資料としてお配りしている資料7-2のような形で資料にしたものを、2月末に開催を予定しております第4回町田市障がい者施策推進協議会で共有させていただきます。

項目4番目、市民の方々の参加募集方法といたしましては、「広報まちだ」の12月1日号と市のホームページで掲載する予定です。募集は、イベシスとイベントダイヤルで12月5日から開始いたします。

最後に、項目の5番目、その他につきまして。

まず、「市民の意見を聴く会」は町田市障がい者施策推進協議会の主催の会議となりますので、当日の進行は協議会の石渡会長に行っていただきます。市民の方々から質疑があった場合は、障がい者計画部会の小野部会長と事務局で対応する予定です。

参加は現地参加のみで、オンラインで対応を行う予定はございません。

また、先ほど申し上げましたとおり、「市民の意見を聴く会」でいただいた御意見は1月開催予定の第7回障がい者計画部会で共有をいたしまして、その意見を踏まえて計画素案を最終的に作成したいと考えております。作成した素案は、2024年の2月に開催予定の第4回町田市障がい者施策推進協議会にて報告後、協議会会長から市長への答申をいただく予定となっております。

おります。

事務局からの説明は以上です。

○石渡会長 石渡です。ありがとうございました。

今の御説明について御質問、御意見おありの方、お願いをいたします。

○堤委員 質問いいですか。

○石渡会長 どうぞ、堤委員。

○堤委員 まず質問で、いや、最初これ見たときに、何で就労・生活支援部会がないんだろうと思ったけれども、ここは職務代理で入っているからという意味合いなんですよ、きっと。

質疑は全て障がい者計画部会と事務局で行うということは、例えば私などは出席していた場合に、その雰囲気とか、どういう質問があったかを頭に入れていけばいいという役割なんですよ。

○石渡会長 はい。せっかく出席をしていたらと思いますが、このあたりは……

○堤委員 いやいや、別にいろいろ答えたいというわけではないんです。答えることになるのであれば一緒に佐藤委員にも出てほしいと思ったし、聞いているだけであれば1人でも対応できるかなと。その辺の判断です。

○小野委員 どんどん発言してください。基本、計画に対する質問で、回答責任は部会長と事務局でやりますけれども、不規則発言あってもいいと思うし。

○堤委員 もしそうであるのであれば、相談支援部会も就労・生活支援部会も職務代理と部会長、両方頭そろえても、あと2人増えるだけだから、いいのかなと思いました。

以上です。

○小野委員 そこは任せます。でも、自由な議論ができるのが一番いいし、参加者の計画に対するというよりも日常の生活や活動の中での疑問や意見をいろいろ出してもらって、それが計画でどうかなうのか、解決するのか、解決できないのかということが議論できればいいかなと思っています。

○石渡会長 小野委員から積極的にという御意見もございましたので、ぜひ。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 すみません、佐藤です。

同じように部会長は1名ってなっていたから、多分寂しがるだろうなというのはよく分かったんですけども、障がい者施策推進協議会の計画がどういうふうにつくられているのかということが、相談支援部会の委員さんからもやっぱり、私たちが思っていることがどういうふう

に吸い上げられて、また、それがここでどういうふうに話し合われて下りてくるのかが分からないということも含めて、よく言われている。会議をすると、そういう話はよく出てくるんですね。ですので、部会長は出ていただくべきだと思いますけれども、それ以外にも、私以外にも、委員の方たちがやっぱり地域で活動されている方々なので、そういう方々、ちょっと案内をさせていただいて、手を挙げられた方に逆に出させていただいて、こういう「市民の意見を聴く会」という、まさに初めての試みだと思いますので、そういったことも含めて御理解いただくという。その方たちが地域に戻っていただいてやっぱりいろいろアナウンスをしてくださる方々になるので、そこはちょっと、相談支援部会1名というのはやはり、雰囲気味わってこいってということですかというふうに確かになろうかなというふうには思いますので、ちょっと委員さんの中で、やっぱり地域に持って帰っていただける方をもう少し入れていただけるとありがたいなというふうに私も思いました。

以上です。

○小野委員 初めてじゃないですよ。

○佐藤委員 本当ですか。

○小野委員 ええ。

○佐藤委員 ありがとう、すみません。

○石渡会長 ということなんで、やっぱり委員にとっても貴重な機会になりますので、ぜひ呼びかけていただけたらと思います。ありがとうございます。

ほかに、この件で何かお気づきの委員の方、いらっしゃいますか。

それでは皆さん、なるべく奮って御参加くださいということで、ありがとうございました。

それでは次に……すみません、ここまでのところではこれでいいんですね。ごめんなさい。すみません。失礼しました。

報告事項の3番目ですね。2022年度町田市における障がい者虐待の状況ということでの御説明をお願いいたします。

○増田担当係長 事務局の増田と申します。よろしくをお願いいたします。

資料4番です。

2022年度、虐待通報を受けた件数は43件です。そのうち虐待と町田市が認定した件数は10件です。

参考までに、2021年度と20年度を載せておりますが倍ぐらい増えているので、コロナの影響かと考えましたが、2019年度は21件の通報件数で虐待件数は2件でした。その為コロナの

影響ではなくて、周知啓発がうまく進んでいることや、施設職員の虐待に対する考え方が進んできたのではと考えております。

虐待の種別、種類、被虐待者の障がい種別、通報手段は、資料を御覧ください。

通報先につきましては、市に寄せられた件数は 31 件です。各障がい者支援センターに寄せられた件数は 12 件です。合計で 43 件となっております。市に寄せられたうち 8 件を虐待と認定としております。各障がい者支援センターは 2 件となっております。

続きまして、虐待として認定した件数の被虐待者の状況です。

これは、年齢、性別、障がい種別、障がい支援区分別れております。支援区分は 1 から 6 までであり、1 という区分は比較的支援が軽い方です。6 という区分は障がいなど重くより支援が必要な方です。虐待の種別、虐待の種類、通報者、通報手段につきましても、資料を御覧いただければと思っております。

通報内容と対応ですが、10 件のうち 1 件を事例として挙げさせていただきました。この事例は、各関係機関と連携、協力をしながら対応した事例です。

41 歳の女性で、愛の手帳 2 度、支援区分は 6 の方です。生活介護事業所に通所しており家族状況は 80 代の両親と 3 人暮らしで、ごきょうだいは別居されております。

通報は施設職員からです。御両親は非常に真面目な方で、小さいときから子どもさんの世話など他人に任さられない、自分たちが最後まで面倒見なきゃいけないという考えをお持ちの親です。また、潔癖には気を配り、忘れものなども全くなく、本当に真面目な方たちでした。しかし、通報の 1、2 か月ぐらい前からご両親の認知機能などの低下が顕著となり、薬を持ってこなかったり、物を忘れていたりすることがたびたびありました。さらに季節感のない同じような服を毎日着させたり、お風呂もあまり入っていない状態でした。御本人はあまりパニックなど起こす方ではありませんが、精神状態が不安定となり頭をかきむしったりする行為などが見られるようになり施設職員から町田市に通報が入りました。

町田市としては、通報を受けた当日にコア会議を実施しました。この会議は管理職、全係長職が参加し通報内容の確認と今後の方向性を決める会議です。また、通報につきましては障がい福祉課全職員が受け付けを行っております。

今回の件につきましては緊急性が高いと判断し翌日に通報者への聞き取りを行なうとともに、本人の状況確認をしました。その後、御両親にも面会に行きましたが、生活には問題はないから面談不要と言われ、門前払いを食らいました。その後、本人の状態やご両親の様子を説明するコア会議を開き、緊急性があると判断し、その時点で、介護・世話の放棄・放任というこ

とで虐待と認定としました。

緊急性が高いため親との分離を目標に緊急一時保護施設、短期入所施設事業所との調整を行いました。本来ならば自分で面倒を見たい親御さんですが、緊急一時保護施設と短期入所の職員が顔見知りだったため信頼関係がありすんなりと外泊することを了承してくれました。

しかし数日後両親からいつ帰ってくるの、娘を盗まれた、警察に通報するという発言が施設に入りやむをえず一時帰宅をさせました。

その間も関係機関が集まり、役割分担の確認と支援の継続をしていました。

その結果、親御さんのほうから、市の職員が自宅に何度も訪問することや関係機関からの連絡などがあったため自分たちが何かおかしいのではないか、自分が何か変なのかという言葉がでてきました。更に別居している妹さんも、自宅で見るとは厳しいのではないかと後押しもあり、妹さんを交えて話し合いを設け、最終的には施設入所させることができた事例の報告をさせていただきます。

最後になりますが、虐待してしまう人にも支援が必要だと思います。特に養護者は虐待の自覚がなく、心ならずも虐待に至ってしまうケースがあります。虐待の背景をよく理解した上で支援や相談を行っておくべきだと市の職員は強く感じます。小さい頃から子育てを生きがいにしている親御さんは分離してしまうと、心が空っぽになってしまう方がかなりいらっしゃいます。分離したから終わりではなく、その後も様々な支援は必ず必要になってきます。その為にも日ごろから信頼関係を築くことの大切さをこの虐待を通じて改めて認識をさせられました。

報告は以上となります。

○石渡会長 石渡です。御報告ありがとうございました。

両親への支援も含めて丁寧な対応してくださったと私は感じましたが、この件について御質問とか御意見おありの方、お願いをいたします。

どうぞ、堤委員。

○堤委員 すみません、堤です。

最後に書いてある親の虐待ということに対して、ここ数年来、身近なところでやっぱり親が子どもに手を出してしまうというようなのは何件かあったりして、でも、それに対して町田市は本当に親に対してすごく共感的な態度で接してくれているなというのは、すごく実感しています。

例えば親が子どもに手を出してしまう。そのことの認定、虐待認定のされる場合とされない場合の基準はどこにあるのかなってすごく思っていて、1発殴ったら認定されないけれども

10 発だったら認定されるのかとか、何かそういう基準、あるいはそれが継続するからとか、何か認定基準があるのかどうかを教えていただけたらと思います。

○石渡会長 お願いいたします。

○増田担当係長 特に認定基準はありません。コア会議で方針を決めさせていただきます。

今回も、子どもさんがまとわりついて親から離れなくて、振り払っただけで本人が通報したという事例がありました。そういう場合でも虐待通報として受けます。

ただし、状況に応じて他の目が入るとか、世帯分離ができるなどしっかりとした方向性がある場合は虐待と認定しないこともあります。

○堤委員 では、その時々で総合的に判断をしていくという考えで。

○増田担当係長 おっしゃるとおりです。

○堤委員 ありがとうございます。

○石渡会長 ありがとうございます。私も認定の方法がとても理解できました。ありがとうございます。

ほかに何かお気づきのことありますか。

どうぞ、土田委員。

○土田委員 土田です。

この通報内容というのは、施設職員さんから直接市に訴えがあったということで、虐待があった場合、その施設とか相談支援センターとか障がい者支援センターとか、そこを乗り越えて市に行ったほうが良いということですか。

○増田担当係長 受付は市でも受け付けますし、各障がい者支援センターでも受け付けております。繰り返しになりますけれども、43件のうち、市で受け付けたのが31件で、各障がい者支援センターで受け付けたのが12件となっております。市に直接でも構いません。

○土田委員 市に直接行ったほうが早く解決できる。

○増田担当係長 同じです。

○土田委員 同じですか。

○増田担当係長 はい。

○土田委員 分かりました。ありがとうございます。

○石渡会長 支援センターとも市が、いい連携ができているということですね。ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○谷内職務代理 谷内です。

施設従事者からの虐待が5件あるんですけども、この5件の事業別の種別を教えてくださいという点と、最後のページの普及啓発のところ、B型で研修、これは市が研修しているんですかね。2022年度が1件、2023年度が2件。これは何か、ここでやる関連性が何かあるのか。そこを教えてくださいませんか。

○増田担当係長 では、まず最後の質問からですが事業所から虐待の勉強をしたいという申し出があれば市職員が施設に出向いて講師として虐待の研修をするということです。あくまでも各施設からの要望に応じて、市職員が施設に出向いて研修を行っております。

一番最初の質問ですが、生活介護と就労継続B型です。

○谷内職務代理 それ、何件ずつですか。5件ですもんね。

○増田担当係長 後で回答させてください。

○谷内職務代理 では、研修というのは、今報酬が減算されるので、どこもこういう虐待防止の研修があるかと思うんですけども、市にお願いすれば、その法人に来ていただけるという理解でいいですか。

○増田担当係長 はい。正式に依頼があれば施設に出向きます。

○谷内職務代理 分かりました。ありがとうございます。

すみません、もうこれは意見なんですけれども、やっぱり施設のほうの通報が23件あるというのが、これが23が合計になっている。これももちろん認定で5は理解ができるんですけども、この23件の内訳というか、どういう意図で上がってきているのか、すごく私は気になっていて。私もあちこち研修でお邪魔すると、事前にどういった状態なのかって各施設からお伺いすると、やはり結構ここは不適切な支援であったり、または職員間のコミュニケーション不全であったりとか、そういったところをきっちり分析していくことが大事で、もちろん5件という数字もすごく重みがあって大事なんですけれども、私は、この23件というのはすごく良い支援につなげていくためには必要なもので、単に23が5になって終わりではなくて、この23をどう減らしていくか。もっと誤解を恐れずに言うと、ここがもっとたくさんあればあるほど実は支援が良くなっていくのかなという気もしているので、そのあたり、ぜひまた、もちろん今回は結構ですけども、分析結果なんか聞けると、結果的に町田市の良い支援につながっていくのかなと、感想を持ちました。

すみません長々と。以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

では、あと、すみません、私から質問ですが、通報者の中で警察というのがあって、結構障がい分野も警察が関わってくれることは大事かなみたいに思っているんですが、具体的にどんなことで警察が通報になったのかみたいのが、支障のない範囲で教えていただければ。

○増田担当係長 子供さんは親が好きで親に抱きつきそれを父親が振り払い御本人が警察に通報した事例があります。

○石渡会長 あの話ですね。

○増田担当係長 はい。

○石渡会長 ありがとうございます。

それでは、虐待関連に関しては取りあえずよろしいでしょうか。

では、その次に報告事項の4番目で、今度は差別の状況についてということで準備をさせていただいていますので、御説明をお願いいたします。

○矢嶋主任 障がい福祉課の矢嶋です。

2022年度町田市における障がい者差別の状況について、資料5の説明をさせていただきます。

まず、件数についてなんですが、1番、障がい種別については、視覚障がいの方が1件、聴覚障がいの方が2件、肢体不自由の方が2件、知的障がいの方が1件、精神・発達障がいの方が2件、難病の方が1件、こちらが当事者の方の持っている障がいで、こちら合計9件という形になっています。

今回相談を受けた内容というのは、全て当事者からの直接の相談という形になっております。

3番なんですが、その中のどういう訴えだったかという種類については、合理的な配慮の不提供が5件、その他に当たるものが4件という形になります。

4番、相談の経路については、電話が2件、窓口で直接来られたのが7件という形になっております。

この中で、合理的な配慮の不提供5件についての概要を説明させていただきます。5番になります。

まず1番目、身体障がいの方の相談になります。こちらは、郵便局へ車椅子で手続に行ったが、階段があり入れなかった。以前は職員が外まで出て持ち上げてくれたが、今はやってくれなかったとの相談でした。この方のお話としては、障がい者の利用についていまだに改善されないことがあることを市にも知ってほしいと来庁され、特に御本人は対応は不要です、お話だ

け聞いてほしいということだったのですが、一応、当該郵便局の場所は分かりましたので、こちらのほうにこういった相談があったという情報提供をしております。

2番、こちらも身体障がいの方で、バスに乗った際に運転手の方から、電動車椅子は駄目、乗れないというふうに言われたということです。1台待って次のバスでは大丈夫と言われ乗車できたが、また病院からの帰りも同様に乗車できないということがあり、そのことの相談でした。こちら、市はバス会社のほうに理由を確認するために連絡したところ、そのバスの仕様としてマジックテープで車椅子をつなぐ処置だけのため、車椅子がスライドしたり車椅子の部品が破損してしまうことがあるため乗車を断っていますというふうに、車椅子利用者の方に回答をしているとのことでした。市からは、合理的な配慮の提供について会社のほうに説明し、車椅子利用者が安全に利用できるようお願いをいたしました。

3番、こちらも身体障がいの方の訴えになります。証券会社に行ったところ、事前予約がないと相談はできないと受付で断られました。この方が事前予約できないという理由として、聴覚障がいのため電話が聞き取れないという理由。あと、視覚障がいもあるためスマホのインターネットの予約は画面が見えず難しい。パソコンも持っていないので、こちらも難しい。3番目として、体調に波があり、事前に日にちを決めても体調不良で行けなくなることがあるため、その日にならないと体調は分からないため当日に行ったということです。これらを受付の人に説明したのですが、結局相談は受けられないということのため帰宅されたということで、その日のうちに障がい福祉課のほうにお電話で相談がありました。こちらも相談内容としては合理的な配慮の不提供に該当すると判断し、市から証券会社に事実確認を行い、実際にこういうことがあったとのことですので、障害者差別解消法の内容を説明及び合理的な配慮の指導をしております。ただ、改めて相談者の方に確認をしたところ、相談した翌日に再度、御自身が電話ができたので予約をして現地に行って、相談が受けられたという回答も得られております。

では、裏面に移ります。

4番目について、こちらは聴覚障がいの方からの相談になります。電気料金を今まで携帯電話で確認しながら支払いを行ってきたが、今月から携帯電話の操作方法が変わり、認証コードというものが必要になったとのこと。こちらの操作が分からず、問合せのほうで電話番号しかないで文書で照会をしましたが、電話のみの対応との回答をされました。それ以外の質問の回答もAIでの対応ということになり、なかなか知りたいことが伝えられず、分からないまま終了し、電気料金の確認ができなくなったので、こういったことが相談できる場所を知りたいということでの窓口に来庁された方になります。こちらも合理的な配慮の不提供に該当す

ると判断しまして、市内の該当電気会社の支社に確認したところ、こちらの電気料金を確認する問合せ方法がほかの方法でございましたので、耳や言葉の不自由なお客様への御案内の利用手順を確認して、相談者へメールで御案内をしたという形になっております。

5番目、聴覚障がい者の方からの相談です。転居の際に、高熱水費の手続をしていたところ、水道、ガスについてはファクスでやり取りできたのだが、電力会社に関してはファクスの受付先がなく手続できなかった。パソコンかスマホで手続できるのだが、自分はどちらも持っていないのでどうすればいいか分からないということで相談でした。こちらについて、電気契約については、御本人がどの電気会社と契約をしているかどうか分からないという回答でしたので、各家庭ごとに契約会社が違うため、領収書などから御自身で確認をして、そこでまず確認して連絡をしていただきたいという御案内をしております。もし連絡先がないということでしたら合理的な配慮の不提供と判断しまして、こちらは再度障がい福祉課まで御連絡くださいというふうにファクスで回答しましたが、その後特にその方からの再度の相談はありませんでした。

これら5件が合理的な配慮の不提供と判断したものになります。

残り4件については、一応障がいによる差別ではないかということで窓口に来られましたが、お話を聞いた中で差別とは判断できなかったケースという形になります。一応記録として報告させていただきます。

6番、精神障がいの方ですが、こちらはハローワークで紹介のあった市内の会社へ障がい者枠で就職しましたが、心ない言葉をかけられるようになり、苦しくなり、お仕事を辞めたというお話でした。お話の中に、給料や交通費がもらえないというお話がありましたので、こちらについては労働基準局を御案内しております。また、内容に、障がいに対する制度にも今までほとんど関わりのない方だったようですので、障がい者サービスガイドブックなど、いろいろ相談先を御案内させていただきました。相談内容の中では障がい者だからというのは確認できなかったため、差別としての判断はできなかったケースになります。

7番、こちらも精神障がいの方で、自分の障がいを理由としたパワハラで退職に追い込まれた。こちらについては既に労働基準監督署で相談済みの案件だったため、こちらは傾聴して終了しております。

次、こちらは難病の方ですね。こちらの方も職場との相談になっております。こちらは、検査の結果、腎臓機能の病気が見つかり入院することになり、その際に海外出張ができなくなったため解雇と言われたとのことでした。本人は復職後、週3回の人工透析が必要なため、月水

金の勤務、さらに夜間診療できる時間を選んで通院し、会社へは迷惑がかからないように治療を行ってきましたが、解雇されたということです。ただ、身体障害者手帳1級になったから退職という回答はもらえていないとのことですので、こちらも障がい者による差別なのかは判断できず、お話を受けております。ただ、会社と労働者との解雇によるトラブルのため、まず、労働基準監督署の相談コーナーを御案内しております。

9番について、こちらは視覚障がいの方なのですが、クレジットカードが突然使えなくなりました。会社に理由を聞いても総合的に考えてという回答しか得られず、具体的な理由を教えてもらえなかった。こちらのほう、障がいが理由でカードが使えなくなったではないかということで、御相談に来られました。こちらのほうは、直接携帯相談室に電話で確認をしましたが、会社の回答は、障がいの有無を理由としてカードが使えなくなることはなく、カードが使えなくなった際に理由が答えられない場合は往々にしてあるため、会社の回答を御本人に報告して、カードが使えなかった原因が障がいにあることだとは言えないため、差別とは断定できないということを伝えております。

以上がその他4件になります。

引き続き、差別解消法に基づく取組についても説明させていただきます。

資料の2枚目になります。こちら、幾つか今年度行った差別解消の取組になります。数が多いので、御参照いただければと思います。

直近として、12月5日から市役所1階で各障がい者の施設からいろいろな制作物を集めた「みんな笑顔の展覧会」が来週ございますので、もしよろしければこちらのほうも見に来ていただければと思います。

さらに、その裏面なんですけど、介助犬についてのイベントを今週末、12月2日の土曜日に行います。こちらは、日本介助犬協会の方を招いて、介助犬のPRを実演と併せて行うという形になります。場所は町田センタービル、以前の109の場所で、まちだ中央公民館、生涯学習センターのある場所になります。定員枠はまだ空いておりますので、もしよろしければ、本日来られた委員の方、またはお知り合いの方とかに御紹介していただければと思います。当日、特に申込みなくても参加できますので、ぜひ御覧、来ていただければと思いますので、こちらも併せて紹介をさせていただきます。

では、資料5については以上になります。

○石渡会長 石渡です。丁寧な御説明ありがとうございました。

差別に当たらないその他の内容が私はとてもよく理解できましたが、委員の皆様、何か御質

問、御意見等おありでしたら。

堤委員、どうぞ。

○堤委員 堤です。

上から2つ目のバスの乗車拒否がとても気になっているんですが、車椅子利用者は安全に利用できるようお願いしました。お願いした後どうなったかを教えてほしいです。

○石渡会長 事務局、お分かりでしょうか。

○矢嶋主任 事務局、矢嶋です。

すみません、その後、特に確認はできておりません。

○堤委員 これから多分差別解消法とか、町田市でもできますけれども、今後多分フォローみたいなものはぜひ欲しいなと思って。例えば市の事業者の指導監査なんかだと、もう改善計画まで立てたりふだんしますけれども、こういうのもぜひバス会社に改善計画出してほしいなという。今どき、もろ乗車拒否するバス会社って初めて聞いたので。ここまでしっかりと答えるところ、やっぱり何か、何らかの方法で改善してくれないと困るなと思ったのと、ここで書いてあるのは、マジックテープで留めるしかないというけれども、電動車椅子のほうはむしろその場合あまり滑なくて、手動のほうは危ないはずですよ、これしかない場合。だけど、何で電動を拒否するのは全然意味分からないし、何かここはもっと突っ込んだ対応していただけたらうれしいなと思いましたし、今後は何か、今後差別解消条例が成立した後は、もうちょっと突っ込んだ対応のできる仕組みをつくってほしいなと思いました。

以上です。

○石渡会長 石渡です。

堤委員に大事な御指摘をいただきましたが、今の御提案も含めて、何か事務局、補足ございますか。改善指導みたいなことも堤委員から出ましたけれども。

○山口係長 事務局の山口です。

今後というところでは、今いただいた御意見ありがとうございます、来年の4月からは障害者差別解消法が民間事業者に対しても努力義務から義務、法的義務になります。その法的義務になるのに合わせまして、町田市のほうでもホームページだったり広報だったりというのを今後周知に努めていく中でも、条例の制定の中にも相談というところの中の規定を設けています。その中では、今こちらの資料5にもありますように、情報の提供ということは逐一関係機関のほうとさせていただいておりますが、提供だったり調整だったり照会といったところにも力を入れて取り組んでいくこと、条例ができたことによって、さらに力を入れて進めていくところ

になりますので、その中で今の堤委員の御意見を参考にさせていただきながら、今後よりよい対応に努めてまいりたいと思います。

今日のところはこういった答弁、回答させていただきます。

○石渡会長 補足の御説明、ありがとうございました。

ということで、堤委員、どうぞ。

○堤委員 はい、現状は仕方ないだろうなと思って。

でも、もし差し支えがなかったらでいいんですけれども、このバス会社どこですか。差し支えあったら別にいいんですけれども。どうでしょう。

○山口係長 バス会社はあまり多くありませんので、ここでは回答を差し控えさせていただいてもよろしいでしょうか。

○堤委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○石渡会長 私も、ほかの自治体で特定のバス会社が多いみたいな話を聞いたりもしますけれども。

では、今後条例ができますし、改正法が施行されるというあたりで対応が変わってくるということですので、ぜひまた状況をしっかり押さえていただけたらと思いましたが、ありがとうございます。

ほかには何かお気づきのことがありますか。

どうぞ、浅野委員。

○浅野委員 関係ない話かもしれませんが、今、介助犬のチラシの中で見たら、手話通訳がついているかどうか、この辺に書いていないんですけれども、手話通訳というのはついているのでしょうか。

○矢嶋主任 障がい福祉課の矢嶋です。

会場には手話通訳と、あと要約筆記も用意しておりますので、こちらのほうで対応できると思います。

○浅野委員 ありがとうございます。

○石渡会長 浅野委員、大事なところを御指摘ありがとうございました。

ほかにありますか。

どうぞ。

○刑部委員 すみません、委員の刑部です。よろしくお願いします。

今回出していただいたこの対応のところ、3番と4番かな、ファクスの対応をしていない

という企業さんでちょっと問題が出たという記述があるんですが、結構僕も、ファクスを送りたいときに、もうファクスの受付を全部終了している会社が最近増えているなとすごく思っ  
て。そうすると、こういう方々がもっと、そういう困り事が増えていくのかなと思ったのが1点と、それに対して何か代替できるようなものが今あるのかなというのがちょっと気になりました。恐らく会社もスマホとかパソコンは持っているだろうという前提でサービスを組み立てていると思うので、今後もっとそういう厳しい状況になっていくのかなと思うんですが、何かそういう困り事を解決できるものがあるのか、もう新しいそういう技術を障がいをお持ちの方にも覚えてもらわなきゃいけないのかというところで、どのように何か考えていらっしゃるのか、少し聞いてみたいなと思ってコメントさせていただきました。もし何かあれば、お願いします。

○石渡会長 お願いします。

○鈴木係長 障がい福祉課福祉係長の鈴木と申します。

今の3、4の事例のうち、聴覚障がいに限った話でお話をさせていただきたいと思うんですけども、こういう御相談で聴覚障がいの方からお寄せいただく場面があります。

多くの場合は、ファクスが使えない、スマホも今使えないという年配の聴覚障がい者の方なんですけれども、対応として2パターンあります。一つは電話リレーサービスといって、日本財団が運営しているんですけども、聴覚障がい者が手話ができるオペレーターにPCなどの画面を通じて手話で話したいことを話し、その内容をオペレーターが通話先の相手に電話で伝える手段です。ただ、それは事前の登録が必要になるので、登録手続が分からないという方がいらっしゃる場合は、町田の登録手話通訳者電話通訳の派遣依頼という形で、電話のやり取りのときに代わりに電話をするみたいなやり取りでご支援をする場合があります。

御相談いただければそういう対応をするんですけども、依頼のある日時に対応できる手話通訳者がおらず、必ずしも通訳がつけられないような場面もあったりするので、リレーサービスを使える方はリレーサービスをご紹介する場面が多いです。

すみません、聴覚障がい限定したお話になりますが、対応としては以上となります。

○石渡会長 どうぞ。

○刑部委員 ありがとうございます。

○石渡会長 リレーサービスを使うんですね。ありがとうございました。

ほかに何か、この差別関連でお気づきの委員の方いらっしゃいますか。

それでは、いろいろ新しい気づきがありました。ありがとうございました。

それでは、以上で報告事項については終了しまして、次に、3番目の議事に入らせていただ

きます。

まず、仮称の町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例、この制定に係るパブリックコメントの実施の結果、それから、条例の素案についての御説明をお願いいたします。

○矢嶋主任 事務局、矢嶋です。

パブリックコメントの実施結果について説明させていただきます。資料の6-1になります。

こちら、まずめくっていただきまして、今回のパブリックコメントの実施概要になります。

こちらは、9月に公表した（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例について、皆様の御意見を募集しました。

こちら、募集期間は2023年9月1日の金曜日から2023年9月29日の金曜日までとなっております。

意見の収集方法としては、以下の施設で資料閲覧、配布という形にさせていただきました。

本庁舎の中では、障がい福祉課、広聴課、市政情報課。

それ以外に、男女平等推進センター、各連絡所、各市民センター、各障がい者支援センター、各子どもセンター、子ども発達センター、教育センター、生涯学習センター、各市立図書館、町田市民文学館ことばらんど、商工会議所。以上に資料を置かせていただきました。

また、市ホームページに実施概要を掲載しました。

「広報まちだ（9月1日）」にもパブリックコメントの実施概要を掲載しております。

寄せられた意見としては29人の方から、電子メール、ファクス、郵送等を通じて84件の御意見をいただいております。1人の方で幾つかの御指摘をいただいたケースもありますので、84件というカウントになっております。

次のページが各項目ごとの件数と、あと、御意見の概要についてなんですが、その次、3ページ以降の御意見の一覧については、できる限り原文のまま記載しておりますが、個人・企業が特定される情報については削除・修正をさせていただいております。

また、御意見の中の「障害」という言葉については、人について使用する場合は「障がい」と表記しております。

こちらは、12月15日に市のホームページ、また、先ほどの配布場所でこの冊子を置かせていただきまして、公開する予定となっております。

3ページ以降は御意見の概要と市の考え方になりますが、これは数が多いので、すみません、お読みいただくということで、割愛させていただきます。

では、2つほど紹介をさせていただきます。

まず、条例名に対する意見がございました。2番を読ませていただきます。一般市民にとって分かりやすい「町田市障がい者差別解消条例」または「町田市障がい者差別禁止条例」とする。一般市民に対する啓蒙の上でも、単純で分かりやすい言葉を使ったほうがいい。ちなみに、韓国の法律では強制力が強いので「禁止」という言葉になっているようだ。

こちらに対する市の考え方としては、町田市が目指す共生社会を実現することを明示し、市民や事業者の方々にその思いを浸透させていただくという考えから、「（仮称）町田市障がい者差別をなくし誰もがともに生きる社会づくり条例」という名称としましたので、条例名称については原案のとおりとさせていただきます。

あと、多かった意見としましては、16 ページ、49 番。この辺り、48、50 番もほぼ同じ内容になるんですが、子ども・子育て会議で検討している町田市子どもにやさしいまち条例では、条例制定に合わせてガイドブックやリーフレット（小学生、小中高生、大人向け）が作成される予定になっています。こちらでは条例前に趣旨や解説がついていますが、福祉関係に興味がない人や文字だけでは理解が難しい人もいるので、同じようにガイドブックを作成してください。また、用語の説明にイラストも使用すれば、こういった人たちや子供も理解しやすいんじゃないかと思います。特に8条、9条の合理的な配慮の具体例について、という御意見です。

こちらは、やはり今回、条例のパブリックコメントにも条例の解説をつけさせていただいたんですが、やはり難しいという意見が多いので、こちらについての回答として、条例施行に向け、子どもや障がいがある人にも本条例の趣旨が伝わりやすい内容・伝え方を検討しております。いただいた御意見を参考に、リーフレット等の手法も含めて、周知啓発をしていますというふうに回答をさせていただきます。

あとは、今回の差別解消条例に対する直接の意見ではないんですが、21 ページ、68 番から72 番まで、こちらで手話言語条例についての要望の御意見も多く来ていたことを御報告させていただきます。

では、パブリックコメントの実施結果については以上になります。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

いろいろ大事な御意見をいただいておりますが、委員の皆様、御質問、御意見、お気づきのことありましたらば、お願いをいたします。

たくさん御意見いただいているのですが。

佐藤委員、では、お願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。

パブリックコメントを拝見していて、障がい者の定義のところはかなりたくさんのお意見があったかなというふうに思うんですけども、その中のLGBTQということに関して、障がい者の枠組みに入れてほしいという御意見はもっともだというふうに思うんですけども、WHOの定義の中で、トランスジェンダーの人たちは障がいの枠から外すということがかなり言われている中で、LGBTQ+という形で一緒くたにしてしまうことにちょっとリスクがあるなというふうに思って拝見をしていて、その他のコメントで書きますということでこちらが出てきているんですけども、LGBの人たちが障がいというふうに理解しているかどうかということも含めて、トランスジェンダーの方たちは性同一性障がいではもうなくて、性別違和というところで定義化され、世界的な流れですけれども、その動きがあるので、ちょっとこれ一回お調べいただいた上で、そこをどういうふうに盛り込んでいくのか。LGBTQの方たちが障がいという枠組みに入れられることに対する抵抗もやっぱりかなり大きかったというのが流れの中であるので、どういうふうに入れていかれるのかなというのが、非常に難しい問題だとは思いますが、丁寧に扱っていく必要があるのかなというのは、拝見していて、どうなるのかしらってちょっと心配になった部分でもあるので。ちょっと、やっぱり条例ということになりますので丁寧な扱いが必要かなというふうに思いましたけれども、どういうふうな議論の流れがあったのかとか、何かここに対する、こういったことを配慮した上であえて入れるみたいなどころとかを、ありましたら教えていただけたらと思うんですけども。

○石渡会長 事務局、今の時点でお答えいただけることが。お願いします。

○山口係長 事務局の山口です。

今、佐藤委員の御質問に関してなんですけれども、今回の障がい者差別の解消条例の中での定義の中には、障がい者の中にLGBTQの方も入れてください、具体的に明記してくださいという意見を複数いただいているところがございます。

市の考え方というところでは、難病やLGBTQ+等に起因する、それを要因というところで障がいがある方も障がい者の定義に含まれますということは国の定義の一つの考えになります。その中に、症状や、ただ程度によって難病やLGBTQ等に起因する障がいのない方もいらっしゃるという事実もあります。そのため、この中では難病やLGBTQ+そのものを障がいとは規定はしてはおりません。難病やLGBTQ+等に起因する障がい全てを網羅できるような規定というふうに条文は作っていかれたらと思っております。

当事者の声というところでは、町田市では今年度、町田市性の多様性の条例が既に施行され

ております。その性の多様性の条例の中での市民意見を募集したところ、やはり当事者の方から、LGBTQの方というものを障がい者という定義の中には含めてもらいたくないという当事者の方からの意見も出てきているところではありますので、今回の町田市のこの条例の中につきましては、LGBTQの方、全員の方が障がいというわけではない。ただ、それが起因する方は障がい者の定義に含まれるということで、解説の中にそのことを詳しく記載していく予定でございます。

内部障がいだったり難病・LGBTQ+につきましては、やはり外見からは分かりにくい障がいの一例でもありますので、そういった外からは分かりづらい障がい者の方への合理的な配慮については、こちらとしても課題と捉えておりますので、どういう合理的な配慮が必要であるかといったことは、その中の周知啓発の中に、取組の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○佐藤委員 ありがとうございます。御説明よく分かりました。

もう一つ言いたいのは、そのLGBTQ+という、この一くくりが私としてはリスクじゃないかなというところをちょっとお伝えしたかったという部分があるんです。やはりこの中で、トランスジェンダーという方たちに関しては、やはり性別違和ということでかなり苦しんでいるというところがありますので、体を手術をしたりという人もいらっしゃるんで、そのあたりでハンディキャップって捉えることもできると思いますけれども、そういったことも含めて、ちょっともう少し丁寧にこの表記のところにプラス御説明、市の考え方をやっぱり入れておかないと。一緒くたに取り扱っているということに関して、やはりおのおの立場で思うこと、それぞれ団体もそうですけれども、違うと思いますので、ちょっとその取扱いを御丁寧にお願ひできればありがたいなと思って発言させていただきました。

以上です。

○石渡会長 佐藤委員、ありがとうございました。

では、このあたりについてはもう少し検討ができたらということ。

何かこのLGBTQに関しては、障がいがあって、かつそういう葛藤も持っているという複合的とか交差的みたいなものがあるよねみたいな話なんかもしたりはしたんですけども、本当に難しいところだなというところで、またこれからいろいろさらに検討が必要かと思っておりますので、また御意見をいただけたらと思っておりますが、ありがとうございます。

ほかに何かお気づきの委員の方、いらっしゃいますか。何か。

それでは、続いて事務局から。

○森本主任 事務局の森本です。

私からは資料6-2、6-3について説明をさせていただきますが、資料の説明に先立ちまして、この条例案をまとめるまでの経過をお伝えさせていただきます。

2022年度に障がい者差別解消ワーキンググループを立ち上げて、市内における差別事例を把握するために、障がい当事者の団体や親の会、特別支援学校など、市内の21の団体に差別事例アンケートを実施するなど、条例案の骨子について検討し、まとめました。

2023年2月に市長から、(仮称)障がい者差別解消条例の制定に係る検討についてという諮問を受けて、この障がい者施策推進協議会に条例検討の専門部会、(仮称)障がい者差別解消条例検討部会を設置いたしました。

今お手元にあります資料6-2、一番最初は「答申書(案)」と書いてあるんですけども、2ページ目以降はその条例の素案を掲載しております。

この条例案は、その専門部会にて条例の名称や前文も含め条例内容について検討するとともに、市民アンケート、町田商工会議所に御協力いただき事業者の方々へのアンケート、パブリックコメントを実施し、また、並行して庁内の例規審査を行う法制課などの関係部署と都度協議・調整しながらまとめたものになります。

本日、答申書(案)を本協議会に報告し、後日、この内容で市長へ答申をする予定でございます。

資料6-2の説明になります。

この条例案では、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰もが身近な地域で支え合い、自分らしく生きることができる共生社会の実現を目指す——前文の一番最後のところに記載しているんですけども——といった理念を示しつつ、この資料の5ページから9ページに記載してある第10条から第15条までの相談、助言またはあっせん、勧告及び公表といった紛争解決のための方法も示し、実効性のある条例案としています。

また、この条例案の特徴としましては、ページが戻りますが、4ページ、第7条、障がい者等の役割、5ページの第9条、合理的な配慮の第2項です。

第7条、障がい者等の役割は、どのようなことを実施すれば社会的障壁を適切に除去できるかを配慮しようとする者と共有するためには、障がい者及び支援者からそういった情報を発信することが重要な役割であるというふうに考え、規定いたしました。

第9条第2項は、差別解消法や東京都差別解消条例では規定していない市民等への合理的配慮について、努力義務とすることとしています。市民一人一人が障がい者や障がいの社会モデ

ルへの理解を深めることが障がいを理由とする差別をなくすことにつながると考え、規定いたしました。

なお、次の資料6-3、逐条解説では、前文をはじめ全16条それぞれについての解釈を説明しています。議事の進行上、申し訳ありませんが、全てについて説明をすることは割愛させていただきます。

資料6-2、6-3については以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

条例案についてポイントを説明していただきましたし、逐条解説についてもとても丁寧に整理がしてあると思いますが、委員の皆様、何かお気づきのことありましたら、お願いをいたします。

○小泉委員 いいですか。

○石渡会長 どうぞ、小泉委員。

○小泉委員 小泉です。

ちょっと私も分からないので、お尋ねなんですけれども、今御説明があった7条の障がい者等の役割という条文なんですけれども、社会的障壁を適切に除去するため、障がいを理由とする困難または配慮の内容について発信し、配慮しようとする者と共有するよう努めるものとするというふうになっていて、障がいのある人の、障がい者の努力義務という規定になっていると思うんですけれども、社会的障壁を除去してほしいというのはそもそも障がいのある人の権利なので、何かその発信に対しての努力義務というのが、その権利の実現の手段としてこれだよいかという素朴な疑問があるんですけれども。権利のための実現の手段なのに、努力義務が課されているというのはちょっと。むしろ発信できるよう支援するとか、発信すること自体も権利なので、何か努力の義務だっという、努力義務というのが権利の立てつけとして、ちょっとこれでいいのかという素朴な疑問があるんですけれども。

○小野委員 堤委員から。

○石渡会長 このあたりは堤委員にみたいな、小野委員から振りがありましたけれども。

○堤委員 堤です。

いや、その法の立てつけって言われると私も正直自信がないんですけれども、ただ、こういう権利を実現するということで、障がい者は常に客体化されて対象化されている状況というのはあんまりよくないなと思って。私、ワーキングのときから関わっているんですけれども、当事者がきちんと発信していく権利と義務、両方あると思うんですけれども、それを堂々と行

使するという意味合いで、ぜひこの項目は入れてほしいと私は主張してきたので、その法の中で、権利と義務がこの条文には両方込められていると思うんですけども。これ、ほかの項目で当事者の意見を必ず聞くものとするみたいな、いろんな事業者の義務とか市の義務とかに入れてほしいって言うていたんですけども、それらは全部却下されてしまったので、ここでもうちゃんと発言するというところを明記してあったほうが私はいいと思っています。

以上です。

○石渡会長 小泉委員、何かさらにございますか。

○小野委員 発信・発言する権利を有するとかというような書き方のほうがいいのかな。

○小泉委員 やっぱり義務っていうと、努力義務。今、堤委員のおっしゃる御趣旨はよく分かりました。ただ、努力義務というふうになると、例えば社会的障壁を適切に除去するために、その障がいのある人が発信しないから社会的障壁が除去されないのだという理由にも使われる危険性もあるのではないかと。権利はやっぱり権利として主張するというほうが素直な条文なのではないかというふうに思うんですけども。私の、それは今見た意見です。

○小野委員 すみません、小野ですけども。

議論の経過としては、堤委員が強く主張して、この障がい者、障がいのある人が主体となる位置づけが欲しいということで入れてきたのですけれども、表記の仕方として、努めなければならぬというふうにすると、この差別解消条例の文脈からすると、行政や業者、事業者の責務だとか市民の責務に並んで入ってくるから「努めるものとする」という表記になっちゃっているんですけども、今日の会議がもう最後なんで、例えば「配慮しようとする者と共有する権利を有する」とかというほうがいいのか。法制課とも詰めてきていると思うので、そこのちょっと事務局のほうでの、今の意見、小泉委員の意見は堤委員の主張と反するものではないので、むしろ堤委員の主張を小泉委員としては条例上どう尊重するのかという意味合いなので、そういう趣旨から、この表現を適切なものにするにはどうしたらいいかという、法制課との調整をしてもらったほうがいいかなと思いました。

○石渡会長 すみません、私も意見を言わせていただくと、私は「努める」でいいんじゃないかというふうに思います。これ、主語が「障がい者等は」になっていますから、その権利を主張しなければいけないというふうに、むしろ何か障がいがある人たちに縛りかけるような私は印象を受けるんですね。

それで、合理的配慮については国の法律も、配慮してほしいという表明があった場合はということで、やっぱり障がい者の方一人一人の考え方とか生き方とかというのを、私はむしろ

その表現によって認めているんじゃないかなというふうに理解をして。でも、なかなか表明できない人がいるんだからちゃんと支援をするみたいなところは主張はするんですけども。

「障がい者等は」が主語になっているのだから、やっぱりそこは、障がいがある人が発信したいとき、発信したくないとき、いろいろあるかなっていうふうに思うので、こういう、ちょっとむしろ法律でこうしなければいけないみたいな縛りはしないほうがいいんじゃないかというふうに私は思っていますが、すみません、どうでしょうかね。

○小泉委員 多分法制課の方と調整されたほうがいいと思うんですけども、「努めるものとする」というのは基本的に努力義務なんですよね、あの条例上。なので、逆に自由っていう。努力義務だから緩いけれども、でも義務なんですよね。だから、義務っていうふうな規定にしていいのかっていう、逆に。

○小野委員 僕が言ったのは「権利を有する」。だから、こうしなければならないとかじゃなくて。だから、そこは調整をして。

○小泉委員 そうですね、ちょっと専門的な、多分文言の。これで、その意味が堤委員のおっしゃる、あるいは石渡会長のおっしゃるような意味で通るということであれば、全然それは私のほうでは特に意見はないんですけども、ただちょっと気になったものですから、すみません、最後の最後に意見申し上げて。

○石渡会長 いえいえ、とんでもない。

○小泉委員 すみません、ありがとうございます。以上です。

○石渡会長 本当に大事なところだと思うのですが、ちょっと私も法律には非常に疎くて。

そこら辺は、では、また法制課のほうと調整をしていただく余地があるでしょうか。

○山口係長 事務局の山口です。意見いただきまして、ありがとうございます。

いただいた御意見を基にまたというところでもありますが、この条例の趣旨というところでは、その障がいの有無にかかわらず、それぞれが対等な立場でというところが一番の大事な理念としています。事業者の方も、市民の方も、障がいがある方も、それぞれの立場の中から、よりよい共に生きる社会の実現に向けて、お互いに歩み寄りながら建設的対話の下、前向きに協力し合いながらというところの趣旨をこの目的・理念として掲げているところになります。その中で、障がいのある方からの発信というところを、相手方、そもそも気づかないといったところも視点として大事にしてきたところがありますので、気づかなかったからこそ結果的に差別につながるというところの中から、障がい者のある方が発信することで、より社会による障壁というものが減っていくというところで、第7条を規定してきたところになります。

いただいた議論も参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○石渡会長 石渡です。難しいところかと思いますが、よろしく願いいたします。

すごく大事な指摘をいただきましたが、

ほかに何か、これまでの。

どうぞ、お願いします。

○陶山委員 陶山でございます。

資料6-3の、ごめんなさい、14ページの9条のところに、今回の合理的配慮の1から14まで書いてございますが、ちょっと住宅に関わるお仕事しているので御質問。今さら感はあるんですけども、例えば合理的配慮のいろんな市区町村のチラシ・パンフレットなどで、障がい理由に入居を断ってはいけませんよとかというのが書かれている場合があったりするんですけども、賃貸住宅を借りたいという方がいらっしゃって、段差をつけるなどの合理的配慮をすとか、賃貸住宅は今回は入っていないという考えでしたか。不動産を営む人が障がいを理由に内見をお断りすとか重要事項を説明することを拒むということは駄目でしょうということなんですけれども、事業としてまでの事業規模ではない賃貸住宅を所有していらっしゃる大家さんが「障がいをお持ちの方は利用できませんよ、うちのアパートは」とか言うことは認められるという考えですかね。

○石渡会長 お願いします、どうぞ。

○森本主任 事務局の森本です。

今、陶山委員おっしゃったように、完全に不動産だけではなくて、賃貸であってもやはり、それはそこに住むだとかそういった権利を阻害することになりますので、合理的配慮の不提供に該当するというふうに町田市では判断しております。

○陶山委員 これ、1から14のどこに該当する。

○森本主任 一応(4)のところで、賃貸・不動産というところで。不動産とって、買う買わないというのもあると思うんですけども。

○陶山委員 分かりました。ありがとうございました。

○石渡会長 ということで、なかなか読み取りにくいかもしれませんが、いろいろな事例が来たときにはそういう対応をしていただけるってことかと思いますが。

どうぞ。

○小野委員 この逐条解説が条例の中に入らないか、そうすると条例がもっと読み取りやすいんじゃないかという議論もやったんですが、最終的に法制課のほうは、やっぱり逐条解説と条

例は違うと。

ただ、この条例もそうだし、逐条解説のところに「はじめに」を入れてもらったんですが、これ、今回新しく入っているんですけども、条例との関係性を明記してほしいと。この逐条解説のほうで様々な事例を今後も盛り込んで、随時必要に応じて見直していきましょと。

だから、ある意味、今出た話でいえば、やっぱり不動産の取扱いだけだと買う買わないの話の範囲に入ってしまうから、どういう表記をしたらいいのかな。（４）のところの表記のところで、賃貸、賃貸借、賃貸借契約並びに不動産の売買とかというふうにすると、今の陶山さんの意見は通りやすいし、多分法制課はそこは通ると思うんだよね、賃貸借契約というんでいけば。

○石渡会長 御提案ありがとうございました。

では、今の御意見なども参考にして、また検討をお願いしてよろしいでしょうか。

それでは、すみません、終了の時刻が迫ってきておまして、まだ御意見もおありかと思うので、これはまた事務局のほうに後日意見ということで出していただくことはまだ十分可能ですので、何かありましたら改めて事務局のほうに御意見お出しただければということで。

それでは、次に議事の２番目ということで、町田市障がい者プランの 21-26 の後期計画の計画素案ということで、事務局で資料を用意していただいていますので、御説明をお願いいたします。

○由谷主事 事務局の由谷です。

それでは、私のほうから、資料 7-1 から 7-3 について説明をさせていただきます。

資料 7-1、計画素案について、まずは説明させていただきます。1 ページめくっていただいて、目次を御覧いただいてもよろしいでしょうか。

今回の計画、後期計画に当たりまして、前回の協議会では、重点施策、現状と課題、国の指針という 3 つに分けて資料をお配りしておりましたが、そちらを全て 1 つにまとめて、計画の素案としてまとめたものが、本日お配りしているこの資料の 7-1 になっております。

目次のところで、「第 1 章 計画の基本的な考え方」、あと「第 3 章 計画の実現に向けて」といったところがございますが、こちらは今回、6 年間の計画というところで、大きく変更はしておりませんので、今回、前回からさらに大きく変更したのが第 2 章の「町田市がとりくむこと」というところがございます。

具体的にどう変更したのかというところで、18 ページ、御覧いただけますでしょうか。

重点施策の 1 番、障がい者スポーツの普及啓発を通じ、障がい理解を広げるというところで

ございます。こちらで黒く薄塗りをしている「前期計画を踏まえた後期計画でのとりくみ」という項目がございまして、こちらを前回の協議会で配付した資料から、今回、さらに追加しております。

理由としましては、今回この後期計画を初めて御覧になる方もいらっしゃるということで、前期計画でどういったことをしたのか、その前期計画での内容を踏まえて後期計画では何を取り組むのかといった、その前期と後期の流れが、読んだ方がきちんと理解できるように明記をすべきだということで設けた項目となっております。

具体的内容につきましては、それぞれ御確認いただければと思います。

もう1点、今回の後期計画に当たりまして、大きく変更した箇所が100ページになります。100ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

障害福祉サービス等の実績及び見込量一覧というところで、こちらの見込量については前回の協議会で特に資料をお出ししておりませんでしたので、簡単に説明をさせていただきます。

障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業の各事業・サービスに関しまして、現在の前期計画では21年度から23年度までの見込量をそれぞれ記載しておりましたので、後期計画の期間、具体的には24年度から26年度までの見込量を今回新たに追加しているといった形となっております。こちらの見込量の算出に当たりましては、障がい者計画部会の作業部会を開催いたしまして、委員の皆様から御意見をいただきながら算出をしてきたところでございます。

また、今回、100ページの日中活動系サービスの中の黒塗りがされている「就労選択支援」は、障害者総合支援法の改正によりまして2025年度から施行される新たなサービスとなっております。具体的な内容は国からもまだ示されておらず、現段階では未確定の要素がかなり多いため、見込量についても「検討」という表記とさせていただきます。

時間の都合上、資料の7-2、7-3の説明は割愛させていただきますが、これまでの検討の経過、障がい者計画部会やほかの部会でどういった御意見が出されて、それに対して事務局がどのように計画に反映してきたかとかいうところを、資料7-2としてまとめております。資料7-3は、前回の協議会で精神科病院からの地域移行の実績を町田市でも把握すべきとの御意見がございましたので、参考資料として東京都の資料をお配りした次第でございます。これまでの検討経過の確認という形で、資料7-2、7-3につきましてもご確認ください。

資料についての説明は以上です。

○石渡会長 すみません、時間がない中、ポイントを押さえた御説明でしたが、この資料7関

連について、このことをぜひ確認したいとか質問したいというような委員の方、いらっしゃいますでしょうか。もちろん今日でなくて、またこれはこの後御意見出していただくことは可能ですので、今特にとということが何かおありならばということですが。

では、お気づきのことおありの委員の方は、また後日意見を出していただくということをお願いをしたいと思います。

それでは次に、その他ということで準備をしていただいていますので、事務局、お願いいたします。

○山口係長 それでは、その他の御紹介になります。本日机上配付をさせていただきましたカラー刷りのチラシの案内になります。

ピンク色のチラシのほうは、内閣府から情報提供がありましたものになります。今日の協議会の報告議事でもありました障がい者差別に関する相談窓口、国のほうで試行事業として「つなぐ窓口」という名称で、より相談をしやすくなるという試みを試行的に期間を定めて実施するという案内が来てまいりましたので、この協議会を通じまして各委員の方に共有させていただきます。

具体的には、相談者の障がいのある方、また事業者の方から、障がいを理由とする差別に關しましてどこに相談したらいいかわからないといったところ、いわゆる国のコールセンターのような窓口を設置しまして、それに関連する自治体だったりですとか関係機関につなぐということを既に10月から実施しているという内容になります。

もう既に10月から実施はしていますが、今現状では、この「つなぐ窓口」からの差別相談ということで市の障がい福祉課のほうに来ている案件はありませんが、今後これが周知広まっていければ、この「つなぐ窓口」を経由しての相談というところも多くなってくるのかなと思います。

こちらのほうは情報提供ということでさせていただきました。

もう一つ、今度は緑色のものになります。こちらも時期を同じくして連絡が来たところになります。東京都のほうの取組としまして、「障害者と共に築くよりよい社会」ということで、障がい者差別解消に関する講座を実施しますという内容です。

チラシの中では、表面のところは3つ、こういったことをやりますよということで紹介していますが、全10回の講座で、ウェブ形式で実施をするというものになります。

研修対象者は都内の民間事業者の方で、来年の4月からの法の改正を踏まえ、また、既に東京都では合理的配慮義務となっておりますので、改めての理解促進といったことでの実践講座

になります。

その中でも表面のところ、障害平等研修が1月29日の月曜日に行われるということで、特定非営利活動法人障害平等研修フォーラム（DETフォーラム）の方を講師として研修が行われます。

この研修なんですけれども、町田市役所の中においても今年の夏8月に、協議会の職務代理でいらっしゃる谷口職務代理から市の職員に対して、この障害平等研修のほう、講師として研修を行っていただきました。

もしよろしければ、谷口職務代理、こういった研修であったか紹介をいただいてもよろしい。ありがとうございます。

○谷内職務代理 もう時間もありませんので一言だけ。

この障害平等研修というのは、もともとイギリスが障害者差別禁止法という法律を制定しまして、日本よりも強い内容になった法律ですけれども、そちらの普及啓発みたいところで開発された研修プログラムになります。一方的なレクチャーではなくて参加型の、動画やイラストを使って、約2時間から2時間半にわたる研修プログラムを行っています。

町田市では、恐らく私の記憶では初だと思うんですけれども、市役所の方50名ぐらい、たしかいらっしゃいました。8月の25日でしたっけ。夏にさせていただきました。

ちなみに、8月1日は佐藤先生がいらっしゃる法政大学の職員研修でもお邪魔をしまして、法政大の職員の方々にも受けていただきました。

今後、条例が動き始める来年度におきましても、私1人がやっている研修ではなくて、こちらのNPO法人DETフォーラムというところ、私も理事をもう長らくさせていただいてますけれども、こちらのファシリテーター、今100名ほど日本で養成をしております、最近はOrihimeロボットという、遠隔で操作できる、あの方々にこのDETのファシリテーターになっていただいて、重度身体障がいの方が自宅からファシリテートできた研修の実施ということも今取り組んでやっておりますので、またぜひ。お隣の相模原では多数させていただいていますが、町田はなかなかさせていただく機会がありませんので、ぜひぜひ今後とも障害平等研修を普及させていただければなと思っておりますので。

山口係長、どうもありがとうございました。

○山口係長 職員の研修後アンケートでも、障がいに対して新しい気づきがあったということで、ぜひほかの職員にも研修を勧めたいというようなアンケート結果出ておまして、本当に講師をしていただきましてありがとうございました。

次に、また事務局のほうで、先ほど御質問あって後ほど回答といったところ、1点だけ紹介させていただきます。虐待の件です。

○増田担当係長 事務局の増田です。

先ほど職務代理のほうから御質問がありました件に御回答させていただきます。

施設従事者虐待の内訳ですが、施設入所支援が1件、共同生活援助が3件、就労継続B型施設が1件、合計5件です。

○谷内職務代理 ありがとうございます。

○山口係長 それでは、その他ということで、事前に預かっている情報はありませんので、委員の方からも特になければ、次第の閉会に移りたいと思います。

それでは、今日、議事、いただきました、まず1つ目の条例につきまして、今後の予定になりますが、繰り返します。今後の御意見を踏まえたパブリックコメントにつきましては、12月15日の金曜日に町田市のホームページのほうで公開をいたします。また、今回いただいた意見を踏まえて、事務局の方でも確認をさせていただきます。市長答申というところで障がい者施策推進協議会に条例の制定に関する諮問させていただきましたので、それに対する市長答申は、12月18日に実施する予定です。

もう一つの議事のところでの、障がい者プラン21—26の後期計画案のにつきましては、「市民の意見を聴く会」を、年が明けた1月13日の土曜日に実施をしております。

今日、時間の関係で委員の方から発言まだ足りないというときは、後日意見を12月6日まで受け付けておりますので、メール又はファクスで事務局までお伝えください。駐車場をご利用の方は、無料処理用のスタンプを押しますので、事務局職員までお申し付けください。

それでは、閉会します。ありがとうございました。

午後8時32分 閉会